

担当課・係（連絡先）

建築指導課・建築指導・住宅G（049-252-7127）

**手続名**  
公営住宅への入居者の決定

**手続説明**

・概要  
公営住宅は、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸する住宅ですので、その入居資格に収入基準等の制限があります。  
また、高齢者・障がい者等に適用する収入基準を一般世帯よりも引き上げ、入居資格の特例があります。（裁量世帯）  
なお、入居者の決定は補欠入居募集（年1回、9月頃）による選考を行い、住宅に困窮する実情を調査し困窮度の高い申込者から1DK3世帯・2DK3世帯を補欠登録（登録期間1年間）し、空室が生じた場合、補欠登録の上位の世帯から入居者を決定します。

・対象者  
①市内在住である方  
②市税等の滞納がない方  
③入居者全員の合計所得が158,000円以下の方（裁量世帯は214,000円以下）  
④現に住宅に困窮していることが明らかな方  
⑤緊急時等連絡人1名を選出  
⑥申込者及び同居人が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に規定する暴力団員でないこと  
※その他1DK・2DKタイプ別に申込資格があります。

・実施時期  
毎年9月頃に富士見市営つるせ台住宅補欠入居者募集を行います。  
補欠入居者募集とは、市営住宅に空室が生じた場合、速やかに入居が出来るようにあらかじめ補欠登録者（空室が生じた時に入居できる方）として登録者を募集する制度です。補欠登録期間は10月1日から翌年の9月30日までで、期間内に空室が生じなかった場合は登録が抹消されます。

**必要書類**

・マイナンバー確認書類と本人確認書類  
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。  
[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/mynumber/mynumber\\_seido/mainanba201410.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html)  
・市営住宅入居申込書  
・困窮度判定票  
・個人番号届出書  
・障害者手帳等の写し  
※世帯の状況によりその他の書類を提出していただくことがあります。

**手続詳細URL**

[https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi\\_tetsuzuki/sumai/shiei\\_kenei\\_jutaku/shiei-kenei.html](https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/sumai/shiei_kenei_jutaku/shiei-kenei.html)

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
なし	なし